



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部
広報委員 河田広幸

その支出は「修繕費」？ それとも「資本的支出」？

会社の資産、例えば建物や機械等を継続的に使用していると劣化が進み、修理や改良が必要になります。その際の費用は「修繕費」とするのが一般的ですが、税務上では経費に計上できない「資本的支出」として計上しなければならないケースもあるので注意しましょう。

修繕費とは

社屋や工場の外壁塗装、機械や車両のメンテナンスなど、会社が保有する固定資産の「通常の維持管理と原状回復にかかる支出」のことをいいます。修繕費は当期の費用として計上できます。

修繕費に該当する代表例

- 事業所や店舗等の建物の修理費用
- エレベーター等の保守点検費用
- 機器や装置のパーツ交換費用
- 電気・空調・給排水設備の修理費用
- OA機器の修理・保守費用
- 事業用車両の修理費用 など

資本的支出とは

その支出により、資産価値が付加されたり、耐用年数が延長されたりするなど、「資産の価値を増加させるための支出」が該当します。資本的支出は固定資産として計上し、法定耐用年数の期間中に減価償却費として計上します。

資本的支出の代表例

- 社屋の耐震補強や防水加工、避難階段の取り付けなど新機能を物理的に付加するための費用
- 用途変更する際の模様替えや改装（壁紙やフロアの張り替え等）にかかる費用
- 機械部品を高品質、高性能の部品に交換した場合、通常部品への取り換え費用との差額

修繕費として費用計上できる「基準」について

- 1回の支出額が20万円未満
- おおむね3年以内周期での修理・改良
- 修繕費なのか資本的支出なのか明らかでない場合は、金額が60万円未満または支出金額が修理・改良を行った固定資産の前期末での取得価額の10%相当額以下
- 継続的な支出金額の30%相当額か、修理・改良を行った固定資産の前期末での取得価額の10%相当額のいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出として処理している場合

注意点

修繕費なのか資本的支出なのかは実質的に判断されるので、税務調査では実際に修理箇所を確認されることもあります。修理作業前後の写真や修理内容が分かる資料を保存しておいてください。

参考文献：「事務所通信2024年7月号」(TKC出版)

